

豊前国宇佐郡江島別符

中　山　重　記

一、江島別符前史—賀茂社江島御厨

二、江島別符の成立

三、江島別符の經營

四、江島別符における殺生禁斷区域考

一、江島別符前史—賀茂社江島御厨

〔賀茂社古代庄園御厨⁽¹⁾〕に、

日供料

庄園十九箇所

御厨九箇所

(。中略
十九ヶ所の庄園)

御厨散在所々

(。中略)

豊前国　江島

(。中略)

寛治四年七月十三日、賀茂御祖社被奉不輸田七百四十五

町一、為御供田、近日依有夢想、被供御膳也、且是依神税不足也、又分置御厨於諸國、俗諺曰、將亡聽政於神、此謂也、

抑御厨供祭人者、莫附下要所令居住上之間、所被免本所役也、仍櫓棹通路浜可為當社供祭所之條、寛治以來代々宣旨以下勅裁分明也、

記、見旧

官符

とある。又「百鍊抄」寛治四年（一〇九〇）七月三日条に、

賀茂上下社、被_レ奉_ニ不輸田六百余町_一、為_ニ御供田_一、近日
称_レ有_ニ夢想_一供_ニ御膳_一、依_ニ神税不足_一也、又分_ニ置御厨於
諸国_一、俗遂曰、將_レ亡聽_ニ政於神_一、此謂也

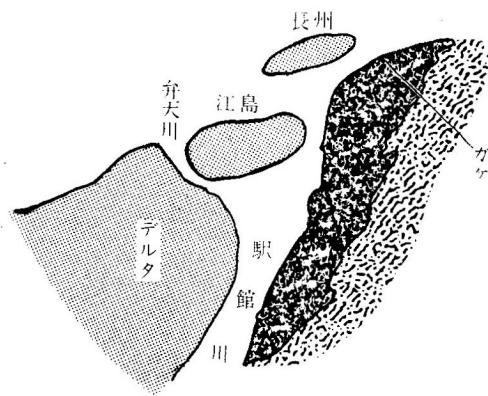
この二つの史料によれば、寛治四年（一〇九〇）白河上皇は夢想によつて十九ヶ国十九所に、不輸租田六〇〇余町ないし七四五町の八所の御厨を賀茂上下社に奉つた。この寛治の寄進は須磨十願氏や坂本賞三氏等の研究によつて裏づけられている。この寛治の寄進が賀茂社領の中核体を形成するものであるが、それは瀬戸内を中心として北陸山陰に分布し、その多くが河海を抱摶していた。

上下賀茂社には網人たちの活動集団がそれぞれの御厨に付属していた。これらの網人は所役を免除され、魚付の要所を占定し、漁撈に従事し、櫓棹の通う海浜はすべて供祭所となし、うる特權をもつていた。瀬戸内海、琵琶湖が主要な活動範囲であったので、豊前の江島・豊後の水津・木津等が含まれていた。

寛治四年頃の江島については、次のように私は推定をしている。

現在の駅館川の東部は国道十号線以北については、西部と

寛治四年頃の駅館川川口推定図



の位高差が平均三〇公尺程の高積台地を形成している。国道十号線以南が、微扇状地を形成し、以北が東は長洲の平地、西は黒川に至るまで、駅館川の三角洲を形成している。寛治四年（一〇九〇）の頃の駅館川の河口には相当大きな江島といふ島があり、駅館川は恐らく二つに分れて江島の西を流れて弁天川となり、東は現日豊本線の北位で、現在の長洲まで張り出していた江島の東の旧河道をまわり

この東川は江島の北にあつた長洲といふ洲につきあてて西流して海に入った。

この東川の江島と長洲との間を後世小松浦といったという。

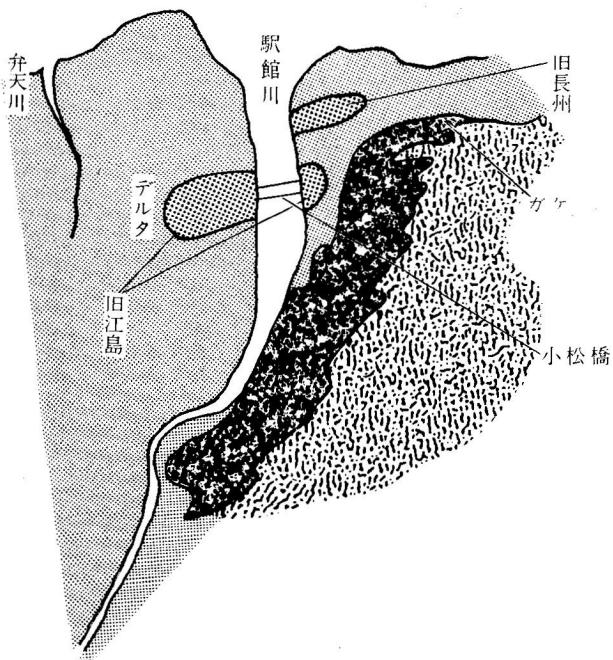
寛治の頃の江島には、今の駅館川河口の直正面にあり、東にのびた江島の部分

には賀茂神社が鎮座していた。賀茂社領江島御厨の鎮守は今
の賀茂神社である。ところが、寛治四年以後の大洪水で、駅
館川の真正面に横長の江島のまん中をつききつて加茂神社の
ある部分は、長洲の地と連り、旧河道も三角州で埋まつた。
江島の名が西岸に残つたのは江島の大部分が西岸に残つたか
らであろう。東部にくつついた江島、鎮守の賀茂神社はその
まま残つたが、旧河道が埋まり東部洪積台地までデルタ化
し、沖にあつた長洲と地続きとなつて、現長洲を形成したも
のと思う。

この推定を補強するものに、山国川下流の子祝島がある。
この子祝島は上毛郡側の子今井半島であった。山国川の三角
州であることは勿論である。この小今井半島がついに山国川
⁽⁴⁾の濁流におしきられ、小祝島となり福岡県から大分県に帰属
した。今まで東部を流れた山国川の本流は中津川という分流
となり、小今井半島をおしきつた新川が山国川となつて、大
分福岡の県境となつたのである。

このような山国川の状況を考える時、寛治四年以後、駅館
川の直正面に横長にあつた、江島を、駅館川の洪水はこれを
真二つに断ちきつて、賀茂神社を東部に残したのであるうと

現駅館川川口図



私は推定するのである。

が初見である。

この別符は駅館川川口のデルタを干拓したものであるから部分的には土盛をして防潮した所も見受られる。従つて住江等の比高地は、この別符の潮止工事の中心となつた地と考える。

(4)『下毛郡史』20頁「小祝島」の項に、明暦元年（一六五五）の大洪水で子今井半島を押し切つて子祝島を作つたといふ。又或る説に寛文九年（一六六九）であるともいふとある。ついに福岡県側からつくり出した小祝半島をつききつて、これが本流となり、もとの本流は分流となり、子今井半島をおしきつた新川が本流となり、本流を境として県境とし、新島は子祝となづけられ、のちに大分県の管下にはいつた。

二、江島別符の成立

江島別府についてはその成立の時期等を知ることができない。成立の時期については、従来平田別符と同様に保元元年（一一五六）といわれて來たが、これは全く根拠のない説である。『益永文書永万二年』（一一六六）の「⁽¹⁾大宰府政所帳」

そうするとこの別符に給水する井堰は江島井堰であるがこれもこの時の工事であろう。これによつて江島別符「六十一町一反卅・用作三反」の別符ができたのであろう。竹内理三『莊園分布図』下巻二三〇頁「豊前〔6〕」に「江島別符」とあるが、西の「平田別符」から黒川をこえて辛島平野の広域にわたつて江島別符とあるが、これは別符内の地名と位置を確認しなかつた誤りであろう。いいかえると、平田別府の地と辛島平野との広域を「江島別符」の地とすることは何等の根拠のない事柄であるということである。

この別符および平田別符は大宮司宇佐公通私領とすることの宣言によつて別符として成立したのであろう。従つてこの両者には公通の私領として新たに開発した神領であり、且公通の私領であつたと考へられる。若しも、この両者の地が内封四郷外であつたならば、そこには宇佐宮の権力は及ばず、

注(1)『大日本史料』三編の一

(2)須磨千穎「中世賀茂別雷社領の形成過程」（『日本歴史』二六〇号）

(3)坂本賞三『竹原市史』第二卷論説編

その地の統治は国→郡→郷によって行なわれ、或は国郡との間に国半不輸の段階をへて、その後国半不輸を神領となす何等かの政治的操作によつて、その凡てを神領となすことが多かつた豊後国田原別符の成立ならびに発展原因と比較したならばその点は明かになるであろう。田原別符等の如きは、⁽³⁾極めて明瞭に書きとめてあるが、平田別符・江島別府が略述

されているのも、前者は高家・辛島郷内という神領内であり、江島別符は辛島郷の地先のデルタで、誰も持ち主のない土地である。江島別符の母体が、中野幡能氏等のいわれる如く、酒井郷の地先にできたとしたならば、このような簡単な経過をたどることはできない。第一に酒井郷は内封四郷ではない。内封四郷でない郷内の土地は国半不輸という調庸（万

雜公事となる）は宮に、租は國に納めるという二元的支配をうけ、後には、ついに宇佐郡の二元支配部分は全部宇佐庄といふ庄園となつて後神領となつたのである。江島別府が、神領となつたのは逆にいえば、酒井郷の地先でなく、辛島郷の地先であったことを意味するのである。

江島にはすでに、賀茂神社の勢力が入つていたことはすでに述べたが後述の如く名制が布かれ、人と田畠がしつかりと

結合し、その名主と公通がしつかり手を握るようになると、人身だけを支配していた賀茂神社の勢力は全く後退せざるを得なかつたのである。こゝにおいて賀茂神社御厨豊前国江島は滅亡せざるを得なかつたものであろう。たゞ賀茂神社の信仰だけはうけつがれて、現今の長洲賀茂神社として残つたことは既述の通りである。

注 (1) 『大分県史料』⁽²⁹⁾益永文書三号の四

(2) 竹内理三『莊園分布図』下巻三一〇頁

(3) 『大分県史料』⁽²⁴⁾『八幡宇佐宮御神領大鏡』

(4) 中野幡能『八幡信仰史の研究』二一四頁

三、江島別符の經營

別符といえども内封四郷とその運営の方法は同一である。

江島別符は平田別符と同様に公通の私領と思われるので、公通が領主であつたであろう。公通は宮寺において、領地經營に有力な者に經營を委任し、譲渡・購入・沽却に至るまで大宮司の外題判等の許可によつてその効力が発生するしくみであつた。⁽¹⁾

宇佐宮僧妙秀は、正平二十一年三月日、先師盛彦の譲りを

うけてこれを妙秀に、大宮司の外題判によつて譲つている。(1)

譲りの内容は

向野郷

田 西牟田七段 東牟田二反

自余略之

江島別符

田三反末包 二反餅田

畠北園畠 三反測上 一反廿代宮前

二反高与 一反廿代宮前 二反高与

一反廿代エイコ畠 枝延内園五反

御園畠二反 觀道屋敷二所

右合計は三町二反十代の田畠であつて、この内江島別符に属するものが二町三反十代である。耕作労力は觀道屋敷に住する五郎三郎・平三郎の所従二家であつたであろう。⁽¹⁾

次に末広文書に、宝山大福寺の田畠についてすこしまとまつたものがあるからこれを分折してみることとする。

正平二一年(1367)⁽²⁾けんえん坊はその所有地を宝山大福寺に寄進した。寄進の田畠は田九反、畠・いやしき四反計一町三反である。けんえん田畠はゑんによる譲、買得等によつて集積した田畠であるが、それは吉弘名・近末名・為末名

けんえんの大福寺寄進田畠

田 畠	面 積	注	記
小 計	田 3 反	吉弘名より	口の餅田
	30 代	同 上	わらいぞの
	1 反 10 代	近末名より	横井の枕手
	2 反	同 上	江の井住
	2 反	為末名より	
	9 反		
小 計	畠 2 反	今藤名より	いやしき
	2 反	久松名より	坪のいやしき
	4 反		
計	1 町 3 反	5 名より	

・今藤名・久松名の五名から分離した田畠を、けんゑんが買得・譲与によって集積したものである。私から見ればけんゑんは、この一町三反の田畠によって生活に支障がないのであるから、これを大宝寺に寄進する必要もないのに何故に、けんゑんはこれを寄進したのであるうか。

思うに、けんゑんが一町三段の田畠を大福寺に寄進した理由は、けんゑんは名主でない地主であるから、名主級からの攻めを防ぐために、大寺大福寺に寄進してその難をのがれるために同寺に寄進したと考えたいがその証拠は見つからない。

大福寺は勿論江嶋別府にある大寺である。

大福寺領田畠經營

(3)

辛島郷			郷	庄	字	田	
					面	畠	
					積	畠	
フタマチ	梨	横	安	塔	名		
元	○	○	○	○	○	○	○
五	三	二	三	・	反		
・	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○
代							

小計	江島別府	葛原郷	小計	辛島郷
息ハ井藤横雲宮住為ノオキサ 州コ田崎枕名前江名ヘス	小新開州園名田光	息ハ吉弘ラヤ 州園名田光		帶ウ丸田
一〇二反 ・ 一〇代	三二三一ニ二ニ二 ○○○○○○○○	一・一・一・一 ○○○○○○○○	八〇・〇 三・〇〇	二・反三〇代
	息益井手垣 永放垣	ヘヒリ垣 免	経人道 ノ坪	三觀屋敷庵 自人屋敷庵等
	州放垣		古河屋敷庵 大福敷寺	屋木敷庵
	二・〇 三〇	二・〇 二・〇	二・〇 二・〇	三・〇
八一				
一〇・一〇				

向野郷

総 計	計	小 計	封 戸 郷	小 計	田下 原 梨 鳥 大板 新向 矢 板 板 白字 矢 三作 部 部 奈 部										
					塩 屋	深 屋	塩 屋								
一 三 七 ・ 一 〇	反	一 一 間 〇	二 一 ・ 三 〇	五 ・ 〇 〇	田下	原	梨	鳥	大板	新向	矢	板	板	白字	矢
一 七 九 ・ 反	一 一 間 〇	一 一 ・ 二 〇	二 一 ・ 〇 〇	二 一 ・ 〇 〇	三 一 〇	一 一 ・ 〇 〇									
			門 心 院 内 田	一 一 ・ 〇 〇	ナ ラ セ	薜	千 体 堂	庭	津 房 畠	松	限	林 阿 弥 作	佛 屋 敷	覺	三 一 〇
				一 一 ・ 〇 〇	一 一 ・ 〇 〇	一 一 ・ 〇 〇	一 一 ・ 〇 〇	一 一 ・ 〇 〇	一 一 ・ 〇 〇	一 一 ・ 〇 〇	一 一 ・ 〇 〇	一 一 ・ 〇 〇	一 一 ・ 〇 〇	一 一 ・ 〇 〇	二 一 〇

大福寺領を田畠に分けてみると、前表の如く辛島郷に、田一町二反、葛原郷に屋敷三反、江島別符に田一〇町二反一〇代、畠二町一〇代、向野郷に田二町一反三〇代、畠一町七反一〇代、封戸郷に田一反二〇代と、塩屋一軒がある。総計して田一三町七反一〇代、畠四町一反、合せて一七町九反と塩屋一軒が宝山大福寺の所領であった。⁽³⁾

この寺は江島にある寺であるので、江島別符の田畠合せて十二町二反を主体として、所領は辛島郷・葛原郷・向野郷・封戸郷に及んでいる。この点は江島別符であっても、他の内封四郷と同様である。

大福寺敷地は、六段歩であるが、寺地と畠と、待掘、それに寺主庵等もあつたであろう。そうすると、全部で一七町余の田畠の經營は（全体計画と収支納税）ここでなされたものと推定される。⁽³⁾

大福寺には所従が男女合して二〇人、⁽³⁾

左表の如く男子三人女子七人をもつていた。これら所従は夫婦生活が認められたのではないかとも思われる三郎太郎の家がある。三郎太郎には所従としての子七人をもつが妻がない。死亡したのか売却されたのか、妻不存在の意味は分らぬ

い。これら二〇人の男女の所従は完全な夫婦生活は認められ

A 男子分 十三人 一重房 2
三郎太郎 1 益 4 金 3 房 7
虎 房 8 宗 6
宗九郎 10 四郎 9
八房 11 道 12 大里 13 男
久郎 房 14 里 15 16 17
六郎三郎 18 19 20 21
十三人

B 女子分 七人
(女子 緑) 六郎三郎

小佐々

千代野 木屋野
浦路 一益 合
縁 (三郎太郎娘)
葵

B 女子分 七人
(女子 緑) 六郎三郎

小佐々

建武元年の後醍醐天皇の綸旨に、
(1)

豊前国宝光明寺門前河流、自荒馬瀬至車瀬、可禁断殺生
者、天氣如此、仍執達如件
(2)

建武元年五月九日
(人脱)
(甘露寺)
右小弁藤長

す、家事農耕の機械の如きもので、完全な人格は少しも認め
られなかつた。右二〇人の労働力は、子供を含んでゐるから
完全な労働力二〇人とは考えられないが、江島別符田畠合せ
て一二町の労働力であつたことにほぼ間違ない。

遠地の向野郷・封戸郷・辛島郷はその郷の畠地に住んでい
るもののが下作したのであると推定する。下作人には畠地
(殆んど屋敷) ⁽³⁾ が与えられている。例えば、向野郷分の中に
「下作姨田三郎」とあり、又向野郷畠地分の中に、「姨田覚

仮屋敷」とある。下作とは後世の小作に相当するものである
う。下作料の高は寺主と下作との経済的又は身分的関係に
よつて、多くは寺主側にリードされたものと思われる。
(3)

注 (1) 『大分県史料』(2) 末弘文書「号の一」

(2) 『同史料』「同文書」の四

(3) 『同史料』「同文書」の六

四、江島別符における殺生禁断区域考

とある。文学博士中野幡能氏は、自作の柳浦地図に次頁に示
したように記してあり、宝光明寺の門前を車瀬とし、その対
岸を荒馬瀬とする。これでは、殺生禁断の範囲が不明瞭であ
る。私は河下と河上の位置を指定して始めて、その範囲が明
瞭となると思う。此岸付近を車瀬とも、彼岸付近をアルマ瀬

宝光明寺

北

ガケ

車瀬



アルマ瀬

とするは、殺生禁断の範囲を示したとは考えにくい。これに對して文禄四年（一五九五）の田中政範の禁制には

禁制

瀬社

一、社辺駅館川南北式百間餘殺生禁制之事（以下略）
とある。この禁制は南北をきつて二〇〇間の間を禁制している。駅館川で南北といえば川上と川下の間を指すのである。図示すれば左の通りである。禁制の場合、この方式によらな

200
間

南

北

アーマ瀬 社

ければ意味をなさないのである。なお、禁制の範囲を河川の上下によられない場合は、宇佐八幡宮神官等の、和間浜の放生会に、嘉承三年（一〇八）八月、殺生禁断を起請している例がある。次のように四至によって限定しているのである

(4) 可和間御浜内禁断殺生塚事

四至 東限水崎東江、南限鷺江井水崎井、西限松崎井石塔

会浜路、北限石塔会浜崎

殺生禁断は罪人を出すことを含むから、その範囲は厳密を要する。

そこで考えて見るのに最初のアルマ瀬と車瀬の位置決定を河川の東西できめる中野氏の御説はとりえないと考えていい時、これが誤りであることを実証されたのは、乙咩政己氏である。乙咩氏は「風土記丘歴史民俗資料館」の寛永の「宇佐郡古図」⁽⁵⁾に、次頁の如くあることを指摘されたのである。

さてそこで考えて見るのに、文学博士中野氏の説をとるか乙咩氏の説をとるかに至れば、私は乙咩氏の説をとる。その理由は、寛永の「宇佐郡古図」が明示しているように、車瀬は今の川部の車坂の付近であり、アルマ瀬はそのずっと下流の宝光明寺の前にあるから、荒馬瀬と車瀬によつて

大分県地方史料叢書(八一)

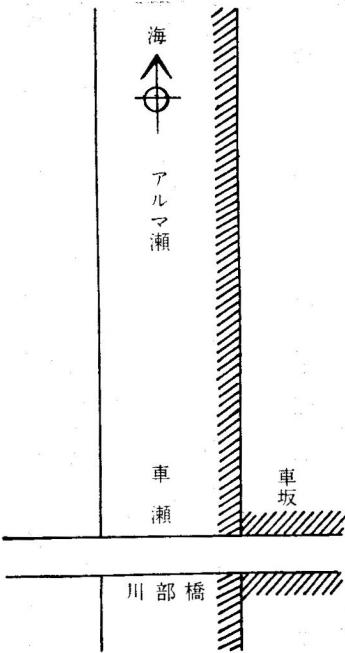
文化一揆史料集(一)

豊田・秦・櫛本編

近世二豊の最大の一揆、文化八、九年一揆に関する基本史料「党民流説」を収載。底本として後藤碩田の自筆本を使用。その公刊は、全国の研究者からも注目を集めている

(会員価格 二、〇〇〇円)

- 注 (1) 「大分県史料」(2)大薬寺文書三号
(2) 中野惣能「柳浦町史」附載大地図
(3) 「大分県史料」樋田文書二六一號
(4) 「八幡宇佐宮御詫宣集」(5)一一六頁
(5) 「宇佐郡古図」風土記丘歴史民俗資料館掲示



殺生禁断の位置が明示されているのである。これによつて殺生禁断の意味は河川にあつては河上の上限と河下の下限を規定することによつて、殺生禁断の実をあげることができるるのである。